【前期 第四問】

Xの罪責を論ぜよ。

- (1) X は、医師であり大学病院に勤務していた。V は、息子 A と建設会社を営んでおり、気管支喘息を持病としていた。V は、持病が悪化することを平素より危惧しており、建設会社の経営の心配と共に「喘息の悪化で、自然な形で生きていけない状態になったときには、楽に死なせてくれ」と言っていた。
- (2) 平成26年3月2日、VはAとマンション建設の作業中気管支喘息の重積発作を起こし、午後7時ごろXが勤務する大学病院に搬送された。搬送時、心肺停止状態であった。
- (3) 病院では、医師 Y らによる心肺蘇生措置がとられ、心臓マッサージ、鼻腔部からの挿管による人工呼吸、CV 挿入による薬剤投与が行われ翌朝まで鎮静させることとした。その夜、Y から A、V の娘 B に「電気ショックによって心臓が動き出したものの、まだ何とも言えない」旨、伝えられている。
- (4) 3月3日、Yから引継ぎを受けたXは、Vの病状を診断した。その際、Vは自発呼吸が戻り血圧が安定したものの、体温の上昇と白血球、Cタンパク(炎症反応の指標になる)の上昇がみられた。そのため、Xは脳障害と、感染症の疑いを持ち、快復しても植物状態になり、すぐに死亡する可能性が高いと判断した。
- (5) 3月6日、病状は、快復せず、自発呼吸を続けているものの回復の見通しが立たないと判断したXは、A、Bに対して「このままでは、9分9厘植物状態になり、1か月以内に死亡します」と伝えた。その際、A、Bは動揺したため、説明が頭に入ってこなかった。
- (6) その後、A と B は相談の上、V のかねてよりの意思を尊重して、V を安らかに死なせてやるべきだと判断し、X に対して、V を死なせてやってくれと懇願した。X は動揺したものの、強く懇願されたので、筋弛緩剤の投与を決意し、V に対して投与した。

横浜地判平成 17年3月25日判決改題